

年を増す毎に一人を加算すること

第拾一様 最終賃銀

男	十五才以上	八十銭
女	"	七十銭
男	二十才以上	一月八十銭
女	"	一月二十銭

第拾一様 年一回、昇給をゆが断行すること(但し十
才以上)

第拾二様 公傷に^て作業不可能の場合日給一人を
支給すること(トウホム患者の治療に好し)